

**(仮称) 川西市中学校給食センター
整備・運営 PFI 事業**

落札者決定基準

令和 2 年 1 月

川西市

— 目 次 —

第 1 本書の位置づけ	1
第 2 事業者選定の概要	1
1 事業者選定方式	1
2 事業者選定方法	1
3 事業者選定の体制.....	1
第 3 審査の手順	2
1 入札参加資格審査（第一次審査）	3
2 提案内容審査（第二次審査）	3
第 4 落札者の決定	7
1 落札者の決定	7
2 結果及び評価の公表	7
3 落札者を決定しない場合の措置	8

第1 本書の位置づけ

(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業落札者決定基準(以下、「落札者決定基準」という。)は、川西市(以下、「市」という。)が、(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営PFI事業(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)の募集及び選定を行うにあたって、入札参加者へ公表する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加者(以下、「最優秀提案者」という。)を選定するための方法及び評価項目等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

第2 事業者選定の概要

1 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を通じて、効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となる。したがって、事業者の募集及び選定を行うにあたっては、入札金額とともに、事業能力、設計・建設能力及び維持管理・運営能力等のその他の条件を総合的に評価し落札者を決定する、総合評価落札方式による一般競争入札をもって行う。

2 事業者選定方法

事業者の選定は、二段階の審査により実施し、第一次審査として入札参加資格審査、第二次審査として提案内容審査(入札金額の適格審査、必須項目審査、加点項目審査、総合評価値の算定)を行う。なお、入札参加資格審査は、提案内容審査の対象となる入札参加者を選定するためにのみ行うこととし、入札参加資格審査の具体的な内容について、これを提案内容審査に持ち越さないものとする。

3 事業者選定の体制

審査にあたっては、市が設置した(仮称)川西市中学校給食センター整備・運営事業に係るPFI事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、落札者決定基準に関する審議並びに入札参加者より提出された入札書及び提案資料の審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、選定委員会は、下表の5名の委員で構成され、選定委員会における審査は非公開とする。

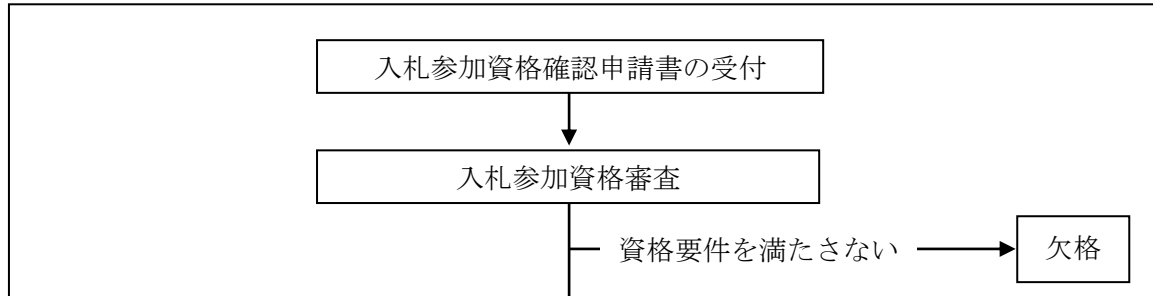
【選定委員会の委員】

委員長	北詰 恵一	関西大学 環境都市工学部 都市システム工学科 教授
副委員長	宮崎 ひろ志	関西大学 環境都市工学部 建築学科 専任講師
委員	西村 智子	梅花女子大学 食文化学部 管理栄養学科 教授
〃	田辺 彰子	田辺彰子公認会計士事務所
〃	小和田 勉	川西市立緑台中学校 校長

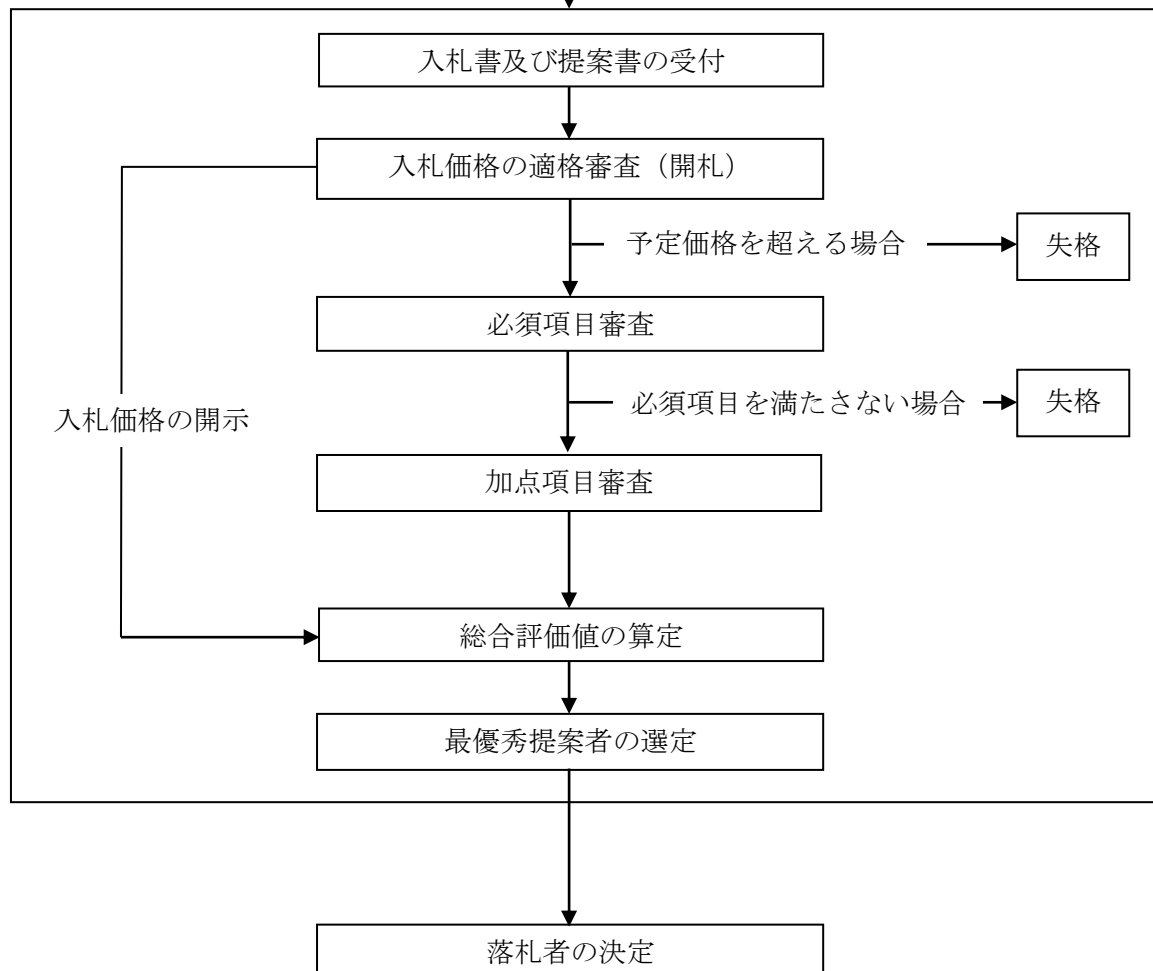
第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

(1) 入札参加資格審査（第一次審査）



(2) 提案内容審査（第二次審査）



1 入札参加資格審査(第一次審査)

入札参加資格の審査では、入札参加者が備えるべき入札参加資格要件（入札説明書に規定されている要件）を満たしているかどうかの審査を行う。1項目でも当該要件を満たしていない場合は、欠格（入札参加資格がない）とする。

2 提案内容審査(第二次審査)

(1) 入札書及び提案資料の確認

提出された入札書及び提案資料を確認し、様式集に記載した提案書類がすべて揃っていることを確認する。入札書及び提案資料に不備がある場合は、失格とする。

(2) 入札価格の確認

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格を超えていないことを確認する。入札価格が予定価格を超える場合は失格とする。

(3) 必須項目審査

入札参加者の提出した提案資料の内容が、市が必須とする項目（必須項目）を充足しているかを確認する。

提案内容が必須項目を満たさない場合は失格とする。

必須項目審査は以下のとおりとする。

ア 要求水準書の水準が未達でないこと。

イ 入札説明書に示す要件及び様式集に示す提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

(4) 加点項目審査

提案資料のうち、市が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて性能点を付与する。

性能点は、評価項目ごとに5段階で評価し、全体で700点満点とする。

加点項目審査の評価基準、採点の基準は、次のとおりとする。

ア 加点項目審査の評価基準

(ア) 事業計画に関する提案

審査項目		評価ポイント	配点	様式
事業計画	① 事業実施方針、実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の目的、施設の役割等に合致した事業実施方針について優れた提案がなされているか。 ・ 上記の事業実施方針を具現化するため、必要人員の確保等を含め、事業期間全体にわたる実施体制について優れた提案がなされているか。 ・ 各業務の品質確保に資する体制、品質の低下の兆候を早期に発見して自主的に改善が図られる仕組みについて優れた提案がなされているか。 ・ 安全で衛生的な施設の整備・維持管理・運営等、本事業の基本理念に即した優れた提案がなされているか。 	60	様式 33-1
	② 資金調達・返済計画の確実性・安定性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金調達の確実性と安定性について優れた提案がなされているか。 ・ 毎年度の収支計画の確実性と安定性について優れた提案がなされているか。 ・ 不測の資金需要への対応について優れた提案がなされているか。 	20	様式 33-2
	③ リスク管理の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業に付随するリスク分析について優れた提案がなされているか。 ・ リスクを顕在化させない仕組みについて優れた提案がなされているか。 ・ リスクが顕在化した場合の対応策について優れた提案がなされているか。 	25	様式 33-3
	(計)			105

(イ) 設計・建設に関する提案

審査項目		評価ポイント	配点	様式
建設・設計	① 配置計画・外部計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配置計画・動線計画において安全性・防災性また機能性に配慮した優れた提案がなされているか。 	25	様式 34-1
	② 内部計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食エリアのゾーニング、配置計画、動線計画について、安全衛生や機能性及び作業環境等の観点から優れた提案がなされているか。 ・ 温熱環境等、施設整備の観点から従業員の労働環境の向上について優れた提案がなされているか。 	50	様式 34-2
	③ 配送校の配膳室・エレベーター計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送校において円滑に配膳が実施され、かつ給食を受け取る生徒の安全性・効率性に配慮した動線計画、備品調達、段差解消等について優れた提案がなされているか。 ・ 配送校に配送された給食について、いたずら防止等の安全性の確保の観点から優れた提案がなされているか。 	35	様式 34-3

審査項目		評価ポイント	配点	様式
	④ 施工計画	<ul style="list-style-type: none"> 騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞その他建設工事に伴う近隣及び周辺施設の利用者にも配慮し、学校環境への影響を最小限に抑えるための工夫に関して優れた提案がなされているか。 工事期間中の安全管理に関して優れた提案がなされているか。 	20	様式 34-4
	⑤ 地球環境・ライフサイクルコストへの配慮	<ul style="list-style-type: none"> エコマテリアルの採用、省エネルギー、省資源化など、環境負荷低減について優れた提案がなされているか。 ライフサイクルコストの低減、施設の長寿命化について優れた提案がなされているか。 建築設備及び調理設備に関する計画は、将来における機器更新や修繕について配慮した提案がなされているか。 	35	様式 34-5
	(計)			165

(ウ) 開業準備に関する提案

審査項目		評価ポイント	配点	様式
開業準備	円滑な供用開始に配慮した開業準備	<ul style="list-style-type: none"> 供用開始後の運営を円滑に実施するための開業準備について、各業務間の連携や市との連携を含め、具体的かつ優れた提案がなされているか。 	20	様式 35-1 35-2
	(計)		20	

(エ) 維持管理に関する提案

審査項目		評価ポイント	配点	様式
維持管理	① 地球環境負荷の低減への配慮(運營業務からの観点を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギー、省資源化など、環境負荷低減を図る方策及び検証方法とその実効性について優れた提案がなされているか。 	20	様式 36-1
	② 修繕計画	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全を基本とした劣化等による危険・障害の未然防止について優れた提案がなされているか。 維持管理コストの低減や調理設備の長寿命化について優れた提案がなされているか。 	30	様式 36-2
	(計)			50

(オ) 運営に関する提案

審査項目		評価ポイント	配点	様式
運営	① おいしい給食の提供	<ul style="list-style-type: none"> 多様な手作り給食に対応できる体制や方策について具体的かつ優れた提案がなされているか。 おいしい給食の提供及び食べ残し抑制への方策について具体的かつ優れた提案がなされているか。 	65	様式 37-1

審査項目		評価ポイント	配点	様式
	② 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> 調理業務において食中毒事故及び異物混入の防止を高水準で管理するための優れた提案がなされているか。 安全衛生の観点から定められた基準を満たす適温での給食提供が確実に行為されるための優れた提案がなされているか。 安全衛生を確保するための従業員の教育について優れた提案がなされているか。 	60	様式 37-2
	③ 食物アレルギー対応	<ul style="list-style-type: none"> 対応品目、調理方法、食数を増やすことについて、優れた提案がなされているか。 除去すべき食材の混入の防止を高水準で管理するための優れた提案がなされているか。 	60	様式 37-3
	④ 配送・回収	<ul style="list-style-type: none"> 調理後 2 時間以内喫食が可能な配送計画について、効率が良く優れた提案がなされているか。 交通渋滞や交通事故等に備え、実効性のある具体的な対策について、優れた提案がなされているか。 誤配等を防止するため、具体的かつ優れた提案がなされているか。 安全・衛生の確保について、優れた提案がなされているか。 	50	様式 37-4
	⑤ 従業員の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> 従業員の健康管理について、優れた提案がなされているか。 特にノロウイルスや O-157 による食中毒に関しては、その発生を未然に防ぐための具体的な優れた提案がなされているか。 	25	様式 37-5
	⑥ 食育推進	<ul style="list-style-type: none"> 食育推進において、本事業の基本理念等に即した優れた提案がなされているか。 対象者にとって魅力ある優れた提案がなされているか。 	20	様式 37-6
	(計)			280

(カ) その他に関する提案

審査項目		評価ポイント (案)	配点	様式
その他	① 地域経済	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業者や市民の活用、地元の学校給食調理の経験者雇用等、地域経済に貢献する具体的な提案がなされているか。 	40	様式 38-1
	② 付帯事業	<ul style="list-style-type: none"> 特に市が提案を求める付帯事業の提案があり、かつ実現性のある提案がなされているか。 その他、事業者独自の付帯事業の提案があり、かつ市民の利便性・福祉等の向上に寄与し、実現性のある提案がなされているか。 	40	様式 38-2
	(計)			80

イ 採点の基準

評価項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査し、以下に示す判断基準により性能点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCとの中間の提案内容	各項目の配点×0.75
C	要求水準書の記載を超える提案がなされており、その内容が優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEとの中間の提案内容	各項目の配点×0.25
E	要求水準書の記載を超えない提案内容	各項目の配点×0.00

(5) 入札価格の得点化方法

入札価格を対象として、次に示す方法に基づき価格点を付与する。

- ・ 加点項目審査に進んだ全入札参加者のうち、入札価格が最低である者を第1位とし、価格点の満点である300点を付与する。
- ・ その他の入札参加者の価格点は、第1位の入札価格（最低入札価格）と当該入札参加者の入札価格（当該入札価格）との比率により算出する。算出した得点の小数点第3位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = 300 \text{ 点} \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札価格})$$

(6) 総合評価

選定委員会は、算定した性能点と価格点の合計（総合評価値）が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

第4 落札者の決定

1 落札者の決定

市は、入札参加資格確認審査及び提案内容審査の結果により選定された最優秀提案者を落札者として決定する。ただし、最優秀提案者が複数いるとき（総合評価値が同点のとき）は、性能点が最も高い者を落札者とする。なお、性能点も同点の場合は、配点が40点以上の審査項目における性能点の合計が高い者を落札者とする。

2 結果及び評価の公表

落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を7月上旬までに市ホームページ等で公表する。

3 落札者を決定しない場合の措置

入札参加者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に入札参加者がいない場合には、落札者を決定せず、その旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

なお、入札参加者が1者であった場合も入札参加資格審査及び提案内容審査を実施し、事業者として適切と判定された場合において、当該提案を最優秀提案と選定する。

ただし、入札参加資格審査及び加点項目審査を除く提案内容審査において失格となった場合及び加点項目審査において事業者として適切ではないと判定された場合（性能点が700点中420点未満の場合）は、本件入札は成立しないものとする。